第3章 介護保険制度等の改正の動向

人々の暮らしや地域の在り方が多様化している中、複雑化、複合化した支援ニーズに対応し、地域を共に創っていく地域共生社会の実現を図るため、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が令和3年に改正されました。

地域包括ケアシステムは、地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤であり、 地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進するため、総 合事業を推進する必要があります。

また、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため、「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が公布され、令和6年4月1日に施行されます。主な改正事項として、地域の拠点である包括センターが、地域住民への支援をより適切に行うための体制を整備すること等があげられています。

さらに、地域の実情に応じて、令和7(2025)年、令和22(2040)年を見据えたサービス基盤と人的基盤の整備、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組を進めることが国の第9期介護保険事業計画の基本指針として示されています。

1 国の第9期介護保険事業計画の基本指針のポイント

(1)介護サービス基盤の計画的な整備

① 地域の実情に応じたサービス基盤の整備

- ・中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要
- ・医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的、かつ、効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要
- ・中長期的なサービス需要の見込みをサービス提供事業者を含め、地域の関係者 と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要

② 在宅サービスの充実

- 居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービス*の更なる普及
- 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要
- 居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設 による在宅療養支援の充実

(2) 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

① 地域共生社会の実現

- ・地域包括ケアシステムは、地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業を推進
- 包括センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待
- 認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要
- ② デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤を整備

③ 保険者機能の強化

・ 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化

(3)地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

- 介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施
- 介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進